

雜錄

淺野長吉文書考證

教授 武藤虎太

口上

態申越候其許之様跡如何或行候哉無心元存候仍家康中納言様七月上旬に被成御出馬の由候羽柴忠三は昨十四日至二本松下着被申候政宗事は昨日長井を打立葛西大崎内へ出勢に候我等事頓而可相動候間其表に可入合候然者九戸事皆々被申合急度被成敗候尤も此度の事に候間隨分可被出精儀肝要候南部殿へも此通申入候恐々謹言

淺 謐 少

六月十五日 長 吉 花押

八戸 殿

御宿所

本書は天正十九年二月奥州南部信直の家臣九戸政實叛逆を企て葛西大崎等没落の餘糞を煽動立て主家を覆さんと謀り其勢頗る猖獗を極むるより信直援を京師に乞ひ而て浅野長吉(即ち長政)は前

奉末以來東奥騒然たるを以て二本松に居りしか是に於て京師援軍の部署既に定るを以て豫め八戸
救済を報せし文書に係る而て其氏郷を以て六月十四日に二本松に着せりとせるは大に從來諸書の
説を一定するに足る

天正十八年豊臣秀吉己に小田原北條氏を平け陸奥を征し大崎葛西石川白川諸氏小田原に來會せざる
の罪を罰して其封を奪ひ大崎葛西の地は之を木村吉清に與へ會津、磐梯、安積の地は之を蒲生氏郷に
予ふ葛西大崎の遺民等吉清の暴戾を怨み所在蜂起す氏郷政宗と共に之を討す是時政宗賊に通すと云
者あり氏郷之を秀吉に報す秀吉乃ち政宗を召す十九年閏正月政宗京師に赴く秀吉頗る之を疑ひしも
厚く之を遇す而して大崎葛西の賊未だ平かず南部信直の臣九戸政實亦叛逆を企て葛西大崎亡命の徒
を煽動え遠近相應え東奥騒擾を極む信直乃ち其北尾張信愛を遣り前田利家に就て事を秀吉に告げし
かば秀吉乃政宗を遣り大崎の餘寇を勦せしめ而して羽柴秀次徳川家康を大將とし政宗氏郷等を先鋒
としこ本松より進みて九戸を征せしむ武家事記、九戸記、南部
舊活集、與羽柴指錄本書に『其許之様跡如何成行候哉無心元存
候』とあるは九戸政實の現況如何を憂慮して云ひしなり斯て豊臣秀次は七月七日を以て兵を率て清
須を發せし事は伊達治家記錄に秀次の軍令狀を載するに七月七日となり又時慶郷記に『六月廿八日

天清陽明尾州へ中納言出陣を見廻に御下向御暇に參候』とあるも其近日出發の事を証すべし家忠日記
七月廿八日正しかるべき又徳川家康は七月十九日兵を帥て江戸を發せることは家忠日記に『七月十九日雨降
奥州表へ家康様御出馬同日岩付迄出候て人をつかは玄候』とあるにて知るべく是れ本書の家康中納言
様七月上旬に被成御出馬由候』とあるにて中納言様とは即秀次を云ふなり(羽柴忠三)は蒲生氏郷幼
名を忠三郎と稱し而えて秀吉威望大となりに従ひ諸将には多く羽柴姓を賜ふ氏郷亦之を賜はり玄な

り二本松は今の岩代國安達郡二本松の地を云ふ會津を距る二十里許りなりさて本書に（羽柴忠三は
昨十四日至二本松着被申候）とあるは大に從來の諸説を一定するに足る是より先三月廿一日氏鄉京
師に赴き^{記追加}而して其京師を發し會津に着したるは蒲生氏鄉記九戸記は六月下旬歸國候とあり蒲
生軍記には月日を缺き而して會津四家合考には『同年六月十七日會津へ下着せらるゝとあり家忠日記
追加には『六月廿日蒲生飛彈守氏鄉九戸退治の先鋒を奉て京師を發して會津に還る』とあり水慶軍記
は廿三日とし諸説紛々たれども本書は六月十四日二本松に着すとあれば其會津に着したるは十六七
日頃なり此事更に疑を容れず斯て氏鄉は七月廿四日に會津を發し南部に赴き^ミ事は氏記に『二萬八
千騎の兵も十三段備軍法を定め七月廿四日會津を打立』とありと作り家忠日記追加、蒲生軍記、四家
合考九郡記奥南舊指錄慶永軍記等諸書皆同きにより証すべし（長井）は羽前國置賜郡にして和名抄に
長井郷あり後に長井莊と稱す今之米澤の地を云ふ葛西は文治五年九月葛西清重、伊澤、磐井、牡鹿等
以下數郡を賜ほり平泉に在り七世の孫良清南朝に屬し建武二年十月鹽家卿より元良、氣仙二郡を加
賜され手滿良足利氏に屬し明徳四年正月陸奥出羽探題職となり後漸く大となり四隣を攻略して私に
郡名を改め松浦、磐井、高倉、竹駒、門闕、等池、牡鹿、七郡を稱して葛西七郡と稱せり今陸中陸前に跨
るの地なり（太崎）は足利家氏の子宗家斯波郡に居り孫高國の裔其地を領す建武二年尊氏、高國の弟
泰兼を陸奥管領^シし黒川郡新田郷に居り附近十郡の地を併有す後新田郷を改て太崎と爲し其子直持
太崎氏を稱玄^シ隣の地を分合して遠田、加美、玉造、志田、黒川、五郡と爲し總稱^シて太崎五郡と云ひ
り今皆陸前國に屬し郡名亦皆舊に依る蓋し前にも述べたる如く葛西太崎等の豪族は秀吉の小田原征
討の際來會せざるの故を以て封を奪はれ而して土民各所に蜂起し新領主木村吉清を覆さんと玄郡内

常に顯然たり斯くて九戸政實亦叛せし故秀吉は急に政宗を送遣し葛西大崎の土寇を鎮せまつものにして即ち本書に「政宗事は昨日長井を打立葛西大崎面へ出陣に候」とある所以なり政宗の十四日に令を出^ミ軍糧を徵集し兵を帥て米澤を發せ^ミは貞山公治家記録に「十四日戊申大崎葛西一揆御退治と云て米澤御出陣」とあるにて知るべく又政宗の出發前中日重定に書を與へたるに六月八日であるも之を証するに足るべし

就下向に書狀至來披見候仍近日其表出馬之義候間其刻諸事可相理候條不具謹言

六月八日

中日兵庫頭殿

政
宗
判

(伊達政宗事蹟考記)

斯て政宗は十七日に白石に次す淺野長政二本松に在り使を遣^ミて其速に兵を進るを促せり而して長政は秀吉より氏郷救援の命を受け居るを以て本書に「我等事順而可相動候間其表に可入合候」と云ふり(九戸八戸)は共に南部の一族に玄て皆地にり由て爲せしなり九戸は應永十八年南部守行陸奥の守護となり糠部郡を分て二戸、三戸、九戸、三郡を爲せし九戸の地にして今南北二郡に分る八戸も亦今の陸前八戸の地なり今南部系圖を學て其分脈を示せば左の如し

實光

嘉禎四年賴經御上落被選隨兵騎馬

一戸祖
行朝
八戸祖
三男二郎
義繼
勝義
政榮
嫡子なれども別腹故不繼家

南部光行

四戸祖
宗朝
九戸祖
行連
五男五郎
右京信仲
政實

九戸政實は右京信仲の子南部晴繼早世の際一族中九戸の大族にして年齢も長せるを以て南部諸士も望を属せしに北尾張信愛群臣と謀り南部高信の子信直を以て後を承けしめしより政實心平かならず九戸記（九戸記）竊に葛西大崎亡命の徒數千人を集め附近の地を攻略之其勢猖獗を極め東國の諸將之を制する能はず是時八戸彦次郎政榮は實に新田左馬助義政の男にして勝義の後を繼ぎ彈正少弼たり南部信直竊に以へらく今津輕既に叛き九戸亦此の如し一族政榮に由らずんば將た誰にか頼らむ須らく事情を述へて之を説くに若かずとて乃ち政榮及子直榮一族新田政盛等を南部領三戸八幡宮に招き互に誓書を納れて相救援するを照ひ（八戸南家系圖）而玄て更に政榮及び諸老臣を會し議して曰く「九戸爲我家人、夥動干戈於領内於公儀有畏憚、姑息合戰、當達上聞、而使大光寺左衛門押九戸城、以北尾張信愛爲使者、告件旨於加賀利家鄉以達關白殿」（八戸家信記）と決したり是れ今回秀吉より救援の師を出せし故にして八戸家傳記に同六月淺野長吉以飛脚、寄書於信直及政榮、是九戸討罰之事也（所寄政榮之書勅在于今）云々とあるは即ち本書を云ふるものにして（九戸事皆々被申合急度被成敗候は尤候此度之事に候間隨分可被出精儀肝要候）とは蓋し八戸政榮を獎勵せし辭なり（南部殿）は即ち南部信直にして實は津輕城代番大膳夫秀吉に通達しければ秀吉よりは秀次家康を大將とし政宗氏郷を先鋒とし二本松より進む佐竹義宣、宇都宮國綱は相馬より亥石田三成軍を監す而して上杉景勝最上より大谷吉隆軍を監す秀吉は先づ浅野長政を秀次は堀尾吉晴と家康は井伊直政等を遣はし力を戮せて九戸城を攻回せしむ南部家譜是時浅野長吉は二本松より豫め本書と同様の事を南部信直にも通せし事は前に舉けたる八戸家傳記に「淺

野以飛脚寄書於信直及政榮、九戸討罪之事也』とあるにて知るべく且つ本書に『南部殿にも此通申入候』とあるにて明なり。

淺野長吉は後長政と稱す其先は清和源氏土岐の種族にて賴光七世の孫從五位下美濃守光衛の子にて太郎光行と稱するものあり土岐と號す即ち美濃の土岐の元祖にて其子次郎光時淺野と稱し世を淺野を稱す長政は長勝の子にして初め彌兵衛と稱し信長に仕ふ其妻秀吉の夫人と姉妹なるを以て秀吉の天下を經營するや夙に五奉行に列玄大に輔翼する所あり是より先東奥の乱略平ざ長政は奥州及び甲斐信濃の據地を終り歸落の途に就き駿府に至るや奥州一揆再發の報に接し直に奥州に赴かむとて江戸に至り家康に面玄『早々御出勢尤と申入』十二月中旬岩代の二本松に着し^{家忠日記追加}蒲生氏郷記 南部信直、八戸政榮等を援けて事ら士民の蜂起を鎮定せしなり既に玄て南部より使を馳せ利家に就て急を秀吉に告げ玄かば長吉は其命を受け諸將と共に九戸を攻むる事となれり(浅彈正)は當時長吉は彈正少彌たりしを以て斯く稱せるなり

本書の考証は略盡されたれども今更に九戸征討の始末を錄して本書の意を補はむに八月六日豊臣秀次徳川家康は二本松に到り淺野長吉蒲生氏郷及伊達政宗等皆來會す秀次遂に政宗に命じて賊酋二十餘人を戮せしめ首を京師に上げ九月氏郷長吉等兵を率て南部に赴き而して九月二日秀次二本松より進て三泊に陣し三日九戸政實精銳を盡して浪打の險を扼す氏郷長吉等繞りて其後に出て福岡城を攻めて之を陥れ九月四日九戸政實桶曳清長、七戸家國等を率て降る弟家親獨り牙城に據りて降らす諸軍撃て之を殲す是に於て南部の亂全く平定に歸す